

明治前期以前に寺子屋や家庭などで使用された学習書のこと。手紙の文例
集から発達したもので、往来物という名称も往信来信に由来している。

○「庭訓往来」

南北朝時代、十四世紀中葉に作られた**往来物**の一種。作者はよく玄慧に擬せられるが確証を欠き、内容より中層武家の著とも推測される。一年十二カ月分到手紙文を配して、一カ月往返二通ずつ計二十四通と「八月十三日状」一通との計二十五通から構成されている。一通一通は手紙模範文・模型文として作られているのみでなく、社会日常に要用の語彙を類別に列挙した単語集団を設けて、これを手習わせるのを大切な目的の一つとする。すなわち、類別単語集団をはさんで二つに分解された手紙文を首尾の両端にすえ、つなぎ合わせることでまった一通の手紙にしてあるのが特徴といえる。各手紙の主題は、新年の会（正月）、詩歌の宴会（二月）、地方大名の館造（三月）、領国の繁栄（四月）、大名高家の饗応（五月）、盗賊討伐への出陣（六月）、遊伎の競伎会（七月）、司法制度・訴訟手続・將軍の威容（八月）、寺院における大法会（九月）、大齋の行事（十月）、病気の治療（十一月）、地方行事の制度（十二月）であり、この間の収録語彙数は、衣食住三百七十語、職分職業二百十七語、仏教百七十九語、武器七十五語、教養四十六語、文学十六語、その他六十一語、計九百六十四語に及び、教育史はじめ政治史・経済史・文化史・風俗史など歴史学の多くの分野に重要な資料を提供している。至徳三年（一三八六）豊前守朝英筆本（出雲神門寺蔵）、宝徳三年（一四五二）正教大徳筆本（天理図書館蔵）、経覚筆本（文明五年（一四七三）以前、謙堂文庫蔵）は、はじめ中世古写本が四十種以上に達し、他の古往来を大きく凌いで普及の足跡を示す。安土桃山時代より上梓され、江戸時代より明治初年にかけて、庶民の家庭教育なし寺子屋用教科書として盛んに学ばれたところから、おびただしい流布を遂げ、今日に伝えられているものみでも二百版に近い。特に江戸時代後期より、子どもの理解にとどき興味にうったえる挿絵と略解を施したものが主流を成した。翻刻・解説に『日本教科書大系』往来編三、『東洋文庫』二四二などがある。

（『国史大辞典』石川松太郎執筆分）

○「女庭訓往来」

「庭訓往来」の女性版。女性の教育意識が高まった江戸時代後期に多く刊行された。女性向の知識・教養書として編集・刊行。↓手紙の手本としての女筆の本が江戸中期から刊行され、後期に至って多数流通普及される。

○「女筆」とは

女の筆跡。女流の筆法。おんなで。じよひつ。

※女手（おんなで）

↑男手（おとこで）漢字主体。

○どこに何が書いてあるのだろうか

・本文

・差出（作成者）

・日付（作成年月日）

・宛所（宛先）



※飯島家文書549

差上申一札之事

（箱根関男五人御通行二付）

○どのように読むか

・くずし字で書かれた文章を書いてあるまま常用漢字で表す↓

釈文

書かれた文章を読めるような文字の順で書いた文

↓ 書き下し文

読み下し文

春はるの始めはじの御悦およろこび、貴方きほうに向けて、先まず祝いわい申し候もうおわんぬ、

釈文

春ノ始ノ御一悦 向ニテ 貴方一先祝 申候 畢



※奥貫家文書3272 「(御家) 庭訓往来」

○自習の方法

- ・ 文字の書き順をなぞってみて、文字を推測する。
- ・ 辞書をこまめに引く。
- ・ 原稿用紙に釈文を書いてみる。わからない文字はとばす(原稿用紙のマス目を文字数の分だけ空欄に)。
- ・ 何度も繰り返し読む(書いてあるのは日本語なので、知っている言葉・文字につながるはず)。

【語句】「日本国語大辞典」(小学館) 今回は【日】と略す

【国史大辞典】(吉川弘文館) 今回は【国】と略す

旧ふる (ふ・る) 「動・自ラ上二」

(4) 時がたつにつれて、薄れて行く。また、古いものとして忘れ去られる。もてはやされなくなる。【日】

元三がん・さん 「名」

(2) 正月一日より三日までの間。がんさんにち。【日】

初子はつ・ね 「名」

(1) その月の最初の子(ね)の日。特に、正月の最初の子(ね)の日。古く、正月の初子に宮中では饗宴や行幸が行なわれ、庶民は野外で小松を引き、若菜を摘む習慣があった。初子の日。【日】

殿原どの・ばら 「名」

(1) 「ばら」は複数を表わす接尾語 (2) 武士などの男子を敬つていう語。

小松引こまつ・ひき 「名」

平安朝の貴族たちが、正月初めの子(ね)の日に野山に出て、根長の小松を引き抜いて延命を願った行事。《季・新年》【日】

寿ことほぎ 「名」

(1) (上代は「ことほぎ」ことほぐこと。ことばで祝うこと。また、そのことば。ことぶき。祝賀。賀。【日】

倭やまと 「名」 「大和」とも。

(三二)(一一)に都があったところから) 日本国の異称。やまとの国。【日】

漢もろこし 「名」

↓ 漢かん 「名」

(中国の大統一国家の前後漢王朝を古代中国の代表国家と考えるところから) 中国本土のこと。また、中国の別称。【日】

↓ 唐土もろこし 「名」

昔、日本から中国をさして呼んだ名称。【日】

雛遊ひいな・あそび 「名」

(1) 雛人形に着物を着せたり、種々の調度を整えたり飾ったりする女兒の遊び。平安時代頃から貴族の子女の遊びとして、随時行なわれた。【日】

尺しゃく 「名」

(1) 尺貫法の長さの単位。約三〇・三センチメートル。寸の十倍。丈の十分の一。【日】。

御厨子棚みずし・だな 「名」

御厨子所にあった、食物を入れておく棚。後には美しい装飾を施して、母屋などに置き、書画・書籍・器物などを置いたもの。御厨子の棚。御厨子。【日】

基き 「接尾

台や足などがあって、立てて据えておく物を数えるのに用いる。【日】

何くれなに・くれ 「代名

(1) 雑多な事物を包含的に指示する。あれやこれや。いろいろ。【日】

給うたま・う 「補助動・他ハ四

(ロ)その動作を尊敬表現にするために「たまう」が用いられているもの。…なさる。お…になる。【日】

殿作〔との・づくり〕【名】

御殿、建物やその様子もいう。屋敷のかまえ。【日】

所狭〔ところ・せ〕【形ク】

(1)場所が狭すぎておさまり切らないほどいっぱいであるさまをいう。余地がない。【日】

爪探る〔つま・さぐる〕【動・他ラ五】

指先でこまかに触れる。指先でいじる。弄ぶ。まさぐる。【日】
ながき日(ひ)

春分が過ぎてから、日がだんだん長くなるのいう。日が長くて暮れがたい春の一日。永日。《季・春》【日】

惜しげ〔おし・げ〕【名】

(形容詞「おしい」の語幹に、接尾語「げ」の付いたもの)惜しいという気持をおこさせるようす。【日】

稚木〔わかき〕

↓稚〔チ〕

②〈わか・い(ー・し)〉おさない子。「稚子(ちし)」【新選緩和辞典】

↓若木〔わか・き〕【名】

(1)若い木。生えてからあまり年数のたっていない木。↓老木【日】

並木〔なみ・き〕【名】

並んで立っている樹木。【日】

賭物〔かけもの〕【名】

(1)勝負事や遊戯などで、勝者やすぐれた者に与える金品。【日】

【日】

楊弓〔よう・きゅう〕【名】

遊戯に用いる二尺八寸(約八五センチメートル)ほどの小さな弓。【日】

浮漂〔ふ・ひょう〕【名】

浮きただようこと。【日】

↓揺蕩・猶予〔たゆた・う〕【動・自ワ五】

(2)心が動揺して定まらなくなる。ぐずぐずして決心がつかない状態になる。躊躇(ちゅうちよ)する。ぐずぐずする。【日】

【日】

心入る〔こころ・いる〕【動】

(二)「入る」が他動詞下二段活用の場合)その事に心を打ちこむ。専念する。熱中する。【日】

渡る〔わた・る〕【動・自ラ五】

(6)ある所へ移動して行く。また、ある所へやって来る。【日】
おはす

(二)補助動詞として用いる。(1)動詞の連用形(または、それに助詞「て」の付いたもの)について、動作の継続の意を添える「ある」「いる」、動作の方向や状態の推移を示す「行く」「来る」の意を敬つていう。…ていらっしやる。…ておい

でになる。【日】
奉る〔たてまつ・る〕

(二)補助動詞として用いる。他の動詞に付いて、その動作が下位から上位に向けて行なわれることを示すところから、その動作の対象を敬う謙讓表現を作る。【日】

万々〔よろず・よろず〕

↓万々〔まん・まん〕【名】

(2)すべての事。いっさいの事。【日】

穴賢〔あな・かしこ〕

↓あなかしこ【連語】

(「あな」は感動詞、「かしこ」は形容詞「かしこし(畏)」の語幹。恐れ慎み、恐縮する感情などを、感動的に表わす慣用語)(4)(おそれ多く存じます、の意で手紙文の文末に用いられて形式化したもの)相手に敬意を表わす仮名書状の用語。【日】

【日】

中務〔なか・つかさ〕【名】

(2)女房の呼び名。近親に中務省の官人がいる場合の命名。

【日】

侍従〔じ・じゅう〕【名】

(1)天皇の側にはべること。主君に近侍すること。【日】

侍従〔じじゅう〕

令制以来の天皇側近の官職。『養老令』では「常侍規諫、拾遺補闕」を職掌とすると規定し、拾遺あるいは補闕とも称し、「おもとひと」「まふちきみ」とも訓ずる。中務省に属し、定員八人、相当位は従五位下で、うち三人は少納言が兼帯した。

しかし蔵人の設置などによって職務の実質を失う一方、公卿の兼任する例も生じ、人員も増えて、平安時代末期には二十人にも達し(『官職秘抄』、名譽職的な色彩が強くなった。また江戸時代には、朝廷の官とは別に、細川・黒田・毛利らの有力大名や高家などが侍従に任ぜられたが、これは一種の称号で、家柄により任命基準があった(『光台一覽』)。明治維新後、天皇親政を標榜した新政府は、明治二年(一八六九)宮内省を復置し、正二位醍醐忠順以下十人の旧堂上を侍従に任命し、政府の奏上は侍従を経由することと定めた。ついで明治四年侍従長を新設し、さらに内廷刷新を期して、翌五年侍従番長を置き、山岡鉄太郎(鉄舟)などの士族もこれに任じた。明治十七年に至り、宮内省に侍従職を新設し、侍従長一人を置いて勅任一等とし、侍従を奏任四等ないし七等とし、さらに翌年内閣制度が発足するや、宮内省を内閣の外に置いて宮中・府中の別を廢にし、現制の基礎が定まった。また明治二十二年嘉仁親王(大正天皇)の立太子後、新たに東宮職を設置し、東宮侍従長および東宮侍従を任命したが、この制度も現今に及んでいる。【国】

御許〔お・もと〕【名】

(3)(「:のおもと」の形で)女房などの名前、または職名の下につけて呼ぶ敬称。【日】